

## 選挙管理委員会定例会次第

日時：令和4年9月1日（木）午前10時00分

場所：朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 選挙人名簿関係
  - 議案第34号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
  - 議案第35号 選挙人名簿から抹消することについて
  - 在外選挙人関係
    - 議案第36号 在外選挙人名簿から抹消することについて
  - 選挙管理委員会条例関係
    - 議案第37号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 その他
- 6 閉会

議案第34号

選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和4年9月1日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭 司

男	1,065人
女	1,045人
計	2,110人

議案第35号

選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和4年9月1日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

男	1,067人
女	981人
計	2,048人

## 令和4年9月1日定時登録概要について

### 1. 選挙人名簿への登録について ※年齢登録者については（ ）の内書き

転入 令和4年3月22日～令和4年6月1日《転入届出日》  
年齢 平成16年7月12日～平成16年9月2日《生年月日》

男	1,065 人 (93人)
女	1,045 人 (104人)
計	2,110 人 (197人)

### 2. 選挙人名簿からの抹消について ※死亡者については（ ）の内書き

転出等 令和4年2月21日～令和4年4月30日  
死亡 令和4年6月22日～令和4年9月1日

男	1,067 人 (119人)
女	981 人 (120人)
計	2,048 人 (239人)

### 3. 市内転居について

令和4年8月17日まで処理

### 4. 選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

地方自治法	第74条第1項 条例制定改廃	50分の1
地方自治法	第75条第1項 監査請求	50分の1
地方自治法	第76条第1項 議会の解散請求	3分の1
地方自治法	第80条第1項 議員の解職請求	3分の1
地方自治法	第81条第1項 長の解職請求	3分の1
地方自治法	第86条第1項 主要公務員の解職請求	3分の1
市町村の合併の 特例に関する法律	第4条第1項 合併協議会の設置請求	50分の1
市町村の合併の 特例に関する法律	第4条第11項 合併協議会設置協議の投票請求	6分の1
地方教育行政の組織 及び運営に関する法律	第8条第1項 教育委員の解職請求	3分の1
	50分の1の数	2,362人
	6分の1の数	19,678人
	3分の1の数	39,356人

## 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表

令和4年9月1日現在

投票区	投票所	男	女	計	掲示場数
1	第一小学校	1,940	1,903	3,843	7
2	根岸台市民センター	4,082	4,022	8,104	8
3	内間木公民館	2,370	2,260	4,630	8
4	第四小学校	1,379	1,412	2,791	7
5	第五小学校	3,486	3,519	7,005	8
6	第六小学校	4,181	4,058	8,239	8
7	第一中学校	1,054	886	1,940	7
8	東朝霞公民館	3,077	3,222	6,299	8
9	第四中学校	2,266	2,098	4,364	7
10	宮戸市民センター	2,631	2,520	5,151	8
11	志木聖母教会	3,025	3,083	6,108	8
12	浜崎団地集会所	2,844	2,982	5,826	8
13	東朝霞保育園	2,466	2,479	4,945	7
14	栄町保育園	2,712	2,621	5,333	8
15	保健センター	4,115	4,273	8,388	8
16	根岸台保育園	1,919	1,920	3,839	7
17	弁財市民センター	2,928	3,059	5,987	8
18	第七小学校	3,510	3,521	7,031	8
19	膝折団地集会所	1,140	1,061	2,201	7
20	溝沼市民センター	2,806	2,707	5,513	8
21	西朝霞公民館	2,127	2,093	4,220	7
22	膝折市民センター	1,481	1,447	2,928	7
23	朝霞たちばな幼稚園	1,720	1,663	3,383	7
計		59,259	58,809	118,068	174

議案第36号

在外選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和4年9月1日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

男	4人
女	2人
計	6人



## 在外選挙人名簿登録者数

	男	女	計
令和4年6月21日現在 在外選挙人名簿登録者数	63	54	117
登録者数	0	0	0
抹消者数	4	2	6
令和4年9月1日現在 在外選挙人名簿登録者数	59	52	111

## 在外選挙人名簿登録者数の推移

	登録者数			前回比較増減		
	男	女	計	男	女	計
令和元年10月3日現在	66	52	118	-	-	-
令和元年12月2日現在	63	53	116	△3	1	△2
令和2年2月6日現在	64	52	116	1	△1	0
令和2年3月2日現在	65	52	117	1	0	1
令和2年5月15日現在	66	53	119	1	1	2
令和2年6月1日現在	65	53	118	△1	0	△1
令和2年9月1日現在	63	52	115	△2	△1	△3
令和2年12月1日現在	62	51	113	△1	△1	△2
令和3年1月21日現在	62	51	113	0	0	0
令和3年3月1日現在	63	52	115	1	1	2
令和3年6月1日現在	63	53	116	0	1	1
令和3年9月1日現在	64	56	120	1	3	4
令和3年10月15日現在	63	56	119	△1	0	△1
令和3年12月1日現在	63	55	118	0	△1	△1
令和4年3月1日現在	61	49	110	△2	△6	△8
令和4年6月1日現在	60	54	114	△1	5	4
令和4年6月21日現在	63	54	117	3	0	3
令和4年9月1日現在	59	52	111	△4	△2	△6

## 近隣市の状況

令和4年6月1日現在

	男	女	計
朝霞市	60	54	114
志木市	38	38	76
和光市	71	70	141
新座市	68	76	144



## 議案第37号

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について次のとおり議決を求める。

令和4年9月1日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年朝霞市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「393円79銭」を「405円99銭」に、「23万2,875円」を「23万7,188円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

## 議案第37号

### 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例 一部改正（案）

#### 1. 改正の趣旨

令和4年4月に公職選挙法施行令が改正され、国の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が改定されました。

これに伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動費用の公費負担の限度額を、国の選挙に準じて改定するものです。

#### 2. 改正の内容

ア. 選挙運動用自動車の使用		現 行	
《自動車借入》1日当たり	16,100円	←	15,800円 (300円増)
《燃料費》1日当たり	7,700円	←	7,560円 (140円増)

イ 選挙運動用ビラの作成		現 行	
1枚当たり	7円73銭	←	7円51銭 (22銭増)

#### ウ. 選挙運動用ポスターの作成

・ 公職選挙法施行令の改正後の作成単価（541円31銭）及び企画費（316,250円）に3/4（※1）を乗じた金額に引き上げるもの。

		現 行	
《作成単価》1枚当たり	405円99銭	←	393円79銭 (12円2銭増)
《企画費》	237,188円	←	232,875円 (4,313円増)

※市議及び市長の選挙の選挙運動用ポスターの大きさは、長さ42cm、幅30cmまでと規定されています（公選法第144条第4項）。

一方、衆議院選挙（小選挙区）、参議院選挙（選挙区）、県知事選挙は、長さ42cm、幅30cmに加えて、幅10cmまでの個人演説会告知用ポスターを合わせて作成できると規定されており（法第143条第11項、第12項）、結果として市議及び市長の選挙のポスターは国等のポスターの4分の3の大きさとなるため、企画費及び作成単価を公職選挙法施行令が定める額の4分の3とします。

#### 3. 施行期日等

公布の日から施行します。

改正後の条例規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、従前の例によります。

## 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

改正後	現行
<p>第1条～第3条 略 (選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 朝霞市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下この号において「自動車借入れ契約」という。)である場合当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった</p>	<p>第1条～第3条 略 (選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 朝霞市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下この号において「自動車借入れ契約」という。)である場合当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった</p>

日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

第5条 略

（選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額）

第6条 略

第7条・第8条 略

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第9条 朝霞市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合にあっては、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）

日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

第5条 略

（選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額）

第6条 略

第7条・第8条 略

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第9条 朝霞市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合にあっては、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）とする。

第11条・第12条 略

（選挙運動用ポスター作成の公費の支払）

第13条 朝霞市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、405円99銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に23万7,188円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第14条・第15条 略

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）とする。

第11条・第12条 略

（選挙運動用ポスター作成の公費の支払）

第13条 朝霞市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、393円79銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に23万2,875円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第14条・第15条 略

## 朝霞市投票立会人公募要領（案）

### 1 目的

朝霞市選挙管理委員会では、市民の皆様の選挙に対する関心を高め、投票率の向上を目的として投票立会人を公募する。

### 2 応募資格

- (1) 朝霞市の選挙人名簿に登録されており、選挙権を有する方  
(令和4年12月定時登録の選挙人名簿に登録されている方)
- (2) 投票所まで自分で行くことができる方

### 3 募集人数

人数制限はなく、応募資格を満たしている者の登録制とする。  
登録期間は4年とする。  
\* 4年ごとに継続の意思を確認し更新する。

### 4 主な仕事の内容

選挙人全体の代表として、投票所の責任者である投票管理者のもとにおいて投票事務の執行を監視します。  
・投票手続き全般に立ち会うこと

### 5 立会場所、日時、報酬等

	場 所	立会日	立会時間（投票時間）	報 酬
当 日 投 票 所	各投票所 (市内23ヶ所)  *基本的には、 ご自身の投票 所になります。	投票日当日（1日）	午前6時30分～  午後8時30分  (午前7時～午後8時)	8時間以上の場合 1日当たり 15,000円 8時間未満 1日当たり 7,500円
期 日 前 投 票 所	朝霞市役所  朝霞台出張所	告（公）示日の翌日 ～投票日前日 (選挙によって6日 ～16日間) のうち1日	午前8時15分～  午後8時15分  (午前8時30分～午後8時)	1日当たり 11,880円（11時間） 【1時間1,080円】

\* 報酬は源泉徴収する。

\* 報酬のほか、1日当たり2,400円の費用弁償を支給する。

## 6 募集の周知方法

- (1) 広報あさか 令和4年11月号
- (2) 朝霞市ホームページ

## 7 応募方法

- (1) 「朝霞市投票立会人登録申込書」(様式1)(※1)に必要な事項(住所、氏名、生年月日、連絡先電話番号、所属政党名)を記入の上、郵送、FAX、または直接、選挙管理委員会事務局に提出することとする。

※1 選挙管理委員会事務局窓口に備え置くほか、市のホームページからダウンロードできる。

- (2) 任意の用紙に、必要事項(住所、氏名、生年月日、連絡先電話番号、所属政党名)を記入の上、郵送、FAX、メールまたは直接、選挙管理委員会事務局に提出することとする。(電話受付不可)

## 8 募集期間 令和4年11月1日(火)～令和4年12月9日(金)

※当日消印有効

## 9 応募から選任までの流れ

- (1) 応募者が選挙管理委員会事務局に応募書類を提出する。
- (2) 選挙管理委員会で、応募資格(選挙人名簿)を確認し、投票区ごとにくじで順番を決めて、「朝霞市投票立会人登録簿」(様式2)に登載する。
- (3) 登録簿への登載の可否を応募者に通知する。
- (4) 選挙の日程が決まり次第、原則として各投票所1人の公募立会人を順番に選ぶ。(残りの2人は原則として明るい選挙推進協議会から選出する。)
- (5) 立会人に連絡し、本人の承諾を基に、選挙管理委員会で選任する。

## 10 問合せ及び提出先

朝霞市選挙管理委員会事務局 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電話 代表 048-463-1111 (内線2412)

直通 048-463-2444

ファックス 048-463-1420

メール [senkan@city.asaka.lg.jp](mailto:senkan@city.asaka.lg.jp)

(令和4年 月 日 選挙管理委員会定例会で決定)

様式1

朝霞市投票立会人登録申込書

朝霞市選挙管理委員会 宛て

令和 年 月 日

住 所	〒 朝霞市					
ふりがな						
氏 名						
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日 ( 歳)					
連絡先電話番号	自宅 携帯					
メールアドレス (任意)						
所属政党名	政党の党员等である場合は、所属している政党等の名称を記入してください。政党等に属していない場合は「なし」と記入してください。					
希望する場所を 選んでください。 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 当日の投票所 (投票日当日は、原則としてご自身の投票所での立ち会いになります。それ以外の投票所になることもあります。) <input type="checkbox"/> 期日前投票所 朝霞市役所 (所在地 朝霞市本町1-1-1) <input type="checkbox"/> 期日前投票所 朝霞台出張所 (所在地 朝霞市西弁財1-9-26)					
事務局使用欄	名簿	有 ・ 無	投票区		受付日	R 年 月 日
	申込方法	直接 ・ ファックス ・ メール ・ 郵送				

\*朝霞市の選挙人名簿に登録されており、選挙権を有する方に限る。



様式2

朝霞市投票立会人登録簿

	投票区	投票所	(ふりがな) 氏名	〒	住所	生年月日	所属政党 名等	受付日	備考
1	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
2	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
3	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
4	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
5	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
6	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
7	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
8	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
9	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
10	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
11	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
12	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
13	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
14	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
15	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
16	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
17	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
18	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
19	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
20	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
21	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
22	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
23	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
24	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
25	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
26	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
27	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
28	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
29	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
30	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	